

狛江市要綱第 121 号

狛江市日常生活用具費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和 8 年 10 月 8 日

狛江市長 松原 俊雄



狛江市日常生活用具費支給事業実施要綱の一部を改正する要綱

令和8年10月8日

要綱第121号

狛江市日常生活用具費支給事業実施要綱（平成19年要綱第80号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
（対象者） 第3条 用具費の支給対象者は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する者で、別表中の対象者欄に該当するもの（以下「支給対象者」という。）とする。ただし、世帯の範囲については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第44条第1項に定める範囲とし、当該申請があった日の属する年度（当該日が4月から6月までの間にあっては、前年度）における世帯員のうちいずれかの者の市民税所得割の額が同条第2項に定める額を超える場合は、支給の対象としない。 （1） <u>市内に居住する在宅の心身障がい者等で、他の区市町村長から法第22条第8項に規定する受給者証又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証（以下「受給者証」という。）の交付を受けていないもの</u> （2） <u>狛江市長（以下「市長」という。）から、受給者証の交付を受けている者又は法第19条に規定する介護給付費等の支給決定若しくは児童福祉法第21条の5の7第1項に規定する障害児通所給付費等の支給決定を受けることができると認められる者</u>	（対象者） 第3条 用具費の支給対象者は、<u>狛江市内に住所を有する法第4条に定める障がい者及び障がい児とし</u>、別表中の対象者欄に該当するもの（以下「支給対象者」という。）とする。ただし、世帯の範囲については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第44条第1項に定める範囲とし、当該申請があった日の属する年度（当該日が4月から6月までの間にあっては、前年度）における世帯員のうちいずれかの者の市民税所得割の額が同条第2項に定める額を超える場合は、支給の対象としない。

改 正 後	改 正 前
(介護保険法の適用) 第4条 <u>前2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、本要綱による支給を行わないものとする。</u> (1) <u>他の区市町村長から用具費の支給を受けることができるとき。</u> (2) <u>対象となる用具が介護保険法（平成9年法律第123号）の適用を受けることができるとき。</u> (用具費の支給) 第5条 用具費の支給を受けようとする支給対象者又はその扶養義務者（以下「支給対象者等」という。）は、日常生活用具費支給申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。 <u>ただし、別表排泄管理支援用具の部中ストマ装具及び紙おむつ等（以下「ストマ装具等」という。）は、日常生活用具費支給申請書（ストマ装具・紙おむつ等用）（第2号様式）により申請するものとする。</u> 2 市長は、前項の申請があったときは、<u>内容を審査し、必要に応じて住宅状況等を実地に調査し、用具費の支給の可否を決定するものとする。</u>ただし、用具費の支給に要する費用は、別表中の上限金額及び耐用年数欄の<u>金額を</u>上限とし、かつ、<u>同種目の2回目以降</u>の申請にあっては、原則として耐用年数を経過しているものに限る。 3 市長は、前項により用具費の支給を決定したときは、<u>日常生活用具費支給決定通知書（申請者用）（第3号様式）により当</u>	(介護保険法の適用) 第4条 <u>前3条の規定にかかわらず、介護保険法（平成9年法律第123号）の適用を受ける福祉用具については、本要綱による支給を行わないものとする。</u> (用具費の支給) 第5条 用具費の支給を受けようとする支給対象者又はその扶養義務者（以下「支給対象者等」という。）は、日常生活用具費支給申請書（第1号様式）により市長に申請するものとする。 2 市長は、前項の申請があったときは、<u>当該支給対象者等の身体状況及び住宅状況等を実地に調査し、用具費の支給の可否を決定するものとする。</u>ただし、用具費の支給に要する費用は、別表中の上限金額及び耐用年数欄の<u>上限金額を</u>上限とし、かつ、<u>初回後</u>の申請にあっては、原則として耐用年数を経過しているものに限る。 3 市長は、前項により用具費の支給を決定したときは、<u>日常生活用具費支給決定通知書（申請者用）（第2号様式）により当</u>

改正後	改正前
該支給対象者等に通知するとともに、日常生活用具費支給券（表）代理受領に係る日常生活用具費支払に関する委任状（裏）（第4号様式）を交付し、日常生活用具費支給決定通知書（事業者用）（第5号様式）により日常生活用具を<u>提供する</u>ことを受託した事業者（以下「受託事業者」という。）に通知するものとする。 4 市長は、第1項に規定する申請について、支給しないことを決定したときは、日常生活用具費不支給決定通知書（第6号様式）により当該支給対象者等に通知するものとする。 5 第3項の規定にかかわらず、ストマ装具等の支給の決定については、日常生活用具費（ストマ装具・紙おむつ等）支給決定通知書（申請者用）（第7号様式）により支給対象者等に、日常生活用具費（ストマ装具・紙おむつ等）支給決定通知書（事業者用）（第8号様式）により受託事業者に通知するものとする。 （費用負担等） 第6条 前条第2項及び第5項の規定により支給の決定を受けた支給対象者等（以下「支給決定者」という。）は、用具費の支給に要する費用の100分の10に相当する額（10円未満の端数は、切り捨てるものとする。）を直接受託事業者に支払うものとする。ただし、支給決定者の世帯が生活保護世帯又は市町村民税（特別区民税を含む。）が非課税世帯のときは、用具費の支給に要する費用の100分の10に相当する額の負担を免除する。	該支給対象者等に対し通知、及び日常生活用具費支給券（表）代理受領に係る日常生活用具費支払に関する委任状（裏）（第3号様式）を交付し、日常生活用具費支給決定通知書（事業者用）（第4号様式）により日常生活用具を<u>提供する事</u>を受託した事業者（以下「受託事業者」という。）に通知するものとする。また、支給しないことを決定したときは、日常生活用具費不支給決定通知書（第5号様式）により当該支給対象者等に通知するものとする。 （費用負担等） 第6条 前条第3項により支給の決定を受けた支給対象者等（以下「支給決定者」という。）は、用具費の支給に要する費用の100分の10に相当する額を直接受託事業者に支払うものとする。ただし、支給決定者の世帯の課税状況等に応じて次の各号に掲げるとおりとする。なお、10円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

改 正 後	改 正 前
	(1) <u>生活保護世帯 免除</u> (2) <u>市町村民税非課税世帯 免除</u> (3) <u>施行令第45条第1号に該当する支給決定者 100分の10</u>
2 <u>前項に規定する課税状況は、前条第1項に規定する申請の日の属する月の年度（4月から6月までにあつては前年度）の情報で判定する。</u>	2 前項の課税状況とは、第5条第1項の申請があつた日に属する月の年度（4月から6月までにあつては前年度）とし、前項第2号に規定する市町村民税とは、<u>地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する市町村民税（同法に規定する特別区民税を含む。）とする。</u>
3 <u>支給決定者が受託事業者に支払う用具費の支給に要する費用の100分の10に相当する額は、1月当たり37,200円を上限とする。</u> （用具費の代理受領）	3 支給決定者が受託事業者に支払う負担上限月額は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) <u>生活保護世帯 0円</u> (2) <u>市町村民税非課税世帯 0円</u> (3) <u>市町村民税課税世帯 37,200円</u> （用具費の代理受領）
第7条 市長は、代理受領に係る支給決定者からの委任に基づき、用具費として支給決定者に支給されるべき額の限度において、支給決定者に代わり、受託事業者に支払うことができる。	第7条 市長は、代理受領に係る<u>日常生活用具費支払いに関する委任状（裏）</u>による支給決定者からの委任に基づき、用具費として支給決定者に支給されるべき額の限度において、支給決定者に代わり、受託事業者に支払うことができる。
2 （略）	2 （略）
3 受託事業者は、その提供した日常生活用具について、前項の規定により、支給決定者に代わって用具費の支払いを受ける場合で、前条第1項に規定する費用負担額及び別表中の上限金額を超過したときは、当該日常生活用具を提供した際に支給決定者からその超過額を合算した額（以下「利用者負担額」という。）の支払いを受けるものとする。	3 受託事業者は、その提供した日常生活用具について、前項の規定により、支給決定者に代わって用具費の支払いを受ける場合で、前条第1項に規定する費用負担額及び別表中の上限金額を超過したときは、当該日常生活用具を提供した際に支給決定者からその超過額を合算した額（「利用者負担額」という。）の支払いを受けるものとする。

改正後	改正前
4 (略) 5 <u>受託事業者は、支給に関する書類を5年間保存し、市長から物品の受渡しの記録について提示又は提出を求められたときは、速やかに対応できるようにしなければならない。</u> <u>(変更届等)</u> 第8条 <u>ストマ装具等の支給決定者は、次に掲げる項目に変更が生じるときは、日常生活用具費支給事業変更届（ストマ装具・紙おむつ等用）（第9号様式）により届け出なければならない。ただし、第1号及び第2号の項目について、市の公簿により確認できるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 支給決定者の氏名又は住所</u> <u>(2) 第6条に規定する費用負担の決定に必要な課税若しくは非課税又は生活保護の受給に関する状況</u> <u>(3) 受託事業者</u> 2 <u>市長は、前項に規定する届出又は市の公簿により同項第2号又は第3号の項目について変更を確認したときは、日常生活用具費支給事業変更決定通知書（ストマ装具・紙おむつ等用）（第10号様式）により、支給決定者及び受託事業者に変更内容を通知するものとする。</u> 3 <u>市長は、支給決定者が第3条に規定する要件に該当しないことを確認したときは、日常生活用具費（ストマ装具・紙おむつ等）受給資格消滅通知書（第11号様式）を支給決定者及び受託事業者に送付するものとする。</u> (物品の管理) 第9条 (略)	4 (略) (物品の管理) 第8条 (略)

改 正 後				改 正 前			
(支給決定の取消し) 第10条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、<u>第5条第2項及び第5項</u>による支給決定の全部又は一部を取り消すほか、既に日常生活用具費を支給しているときは、当該支給金の全部又は一部を返還させることができる。 (1)～(3) (略) (人工鼻(埋込型)の特例) 第11条 市長は、心身障がい者等の申請の手続の利便性を考慮し、人工鼻(埋込型)については、次のとおり日常生活用具費支給券を一括交付することができるものとする。 (1) 人工鼻(埋込型)に係る日常生活用具費支給券は、暦月を単位として1月分又は2月分を1枚として交付すること。 (2) (略) (委任) 第12条 (略) 別表(第2条・第5条・第7条関係)				(支給決定の取消し) 第9条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、<u>第5条第3項</u>による支給決定の全部又は一部を取り消すほか、既に日常生活用具費を支給しているときは、当該支給金の全部又は一部を返還させることができる。 (1)～(3) (略) (<u>排泄管理支援用具</u>及び人工鼻(埋込型)の特例) 第10条 市長は、心身障がい者等の申請の手続の利便性を考慮し、<u>排泄管理支援用具及び人工鼻(埋込型)</u>については、次のとおり日常生活用具費支給券を一括交付することができるものとする。 (1) <u>排泄管理支援用具及び人工鼻(埋込型)</u>に係る日常生活用具費支給券は、暦月を単位として1月分又は2月分を1枚として交付すること。 (2) (略) (委任) 第11条 (略) 別表(第2条・第5条・第7条関係)			
区分	種目	対象者	上限金額及び耐用年数	区分	種目	対象者	上限金額及び耐用年数

改 正 後				改 正 前			
(略)				(略)			
せつ 排泄 管理 支援 用具	ス ト マ 装 具	直腸・ ^{ぼうこう} 膀胱機能障がい者 ただし、ストマの著しい 変形又はストマ周辺の著 しい皮膚のびらんのため ストマ装具を装着できな い者は、基準額の範囲内 で紙おむつに替えること ができる。 施設入所者及び入院中の 者も対象者に含む。	ス ト マ 装 具 (消化器系) 8,800 円 (月 額) ス ト マ 装 具 (尿 路 系) 11,600円 (月 額) 耐用年数 な し	排 泄 管 理 支 援 用 具	ス ト マ 装 具	直腸・ ^{ぼうこう} 膀胱機能障がい者 ただし、ストマの著しい 変形又はストマ周辺の著 しい皮膚のびらんのため ストマ装具を装着できな い者は、基準額の範囲内 で紙おむつに替えること ができる。 施設入所者及び入院中の 者も対象者に含む。	ス ト マ 装 具 (消化器系) 8,800 円 (月 額) ス ト マ 装 具 (尿 路 系) 11,600円 (月 額) 耐用年数 な し
	紙 お む つ 等	排尿又は排便に紙おむつ 等を必要とする３歳以上 の者で以下のいずれかに 該当するもの (１)脳性麻痺等脳原性運 動機能障がいにより四肢 に著しい障がいがあり、 排尿又は排便の意思表示 が困難な者（身体障害者 手帳及び身体障害者手帳 用診断書で、脳性麻痺等 脳原性運動機能障がい であることが確認できる者	12,000円 (月 額) 耐用年数 な し		紙 お む つ 等	排尿又は排便に紙おむつ 等を必要とする３歳以上 の者で以下のいずれかに 該当するもの (１)脳性麻痺等脳原性運 動機能障がいにより四肢 に著しい障がいがあり、 排尿又は排便の意思表示 が困難な者（身体障害者 手帳及び身体障害者手帳 用診断書で、脳性麻痺等 脳原性運動機能障がい であることが確認できる者	12,000円 (月 額) 耐用年数 な し

改 正 後				改 正 前			
		に限る。） （２）二分脊椎による排尿機能障がい又は排便機能障がいがある者				に限る。） （２）二分脊椎による排尿機能障がい又は排便機能障がいがある者	
	収尿器	脊椎損傷の者及び二分脊椎等の者が必要なもの（施設入所者及び入院中のものを含む。）	（１）男性用普通型7,700円。簡易型（採尿袋20枚1組）5,700円 （２）女性用普通型8,500円。簡易型（採尿袋20枚1組）5,900円 耐用年数 1年		収尿器	脊椎損傷の者及び二分脊椎等の者が必要なもの（施設入所者及び入院中のものを含む。）	（１）男性用普通型7,700円。簡易型（採尿袋20枚1組）5,700円 （２）女性用普通型8,500円。簡易型（採尿袋20枚1組）5,900円 耐用年数 1年

第５号様式を別紙のように改め、第６号様式とし、当該様式の次に別紙の５様式を加える。

第２号様式から第４号様式までを別紙のように改め、１号ずつ繰り下げ、第１号様式を別紙のように改め、当該様式の次に別紙の１様式を加える。

付 則

この要綱は、令和９年４月１日から施行する。